



平成 28 年 11 月 7 日

各 位

株 式 会 社 F R O N T E O  
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏  
東 京 都 港 区 港 南 2 - 1 2 - 2 3  
(コード番号: 2158 東証マザーズ)  
(NASDAQ ティッカーシンボル: FTEO)  
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 管 理 本 部 長 瀬 尾 周 一  
T E L 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

米国子会社 FRONTEO USA, Inc による  
Essential Discovery, Inc. の営業権取得に関するお知らせ

当社の連結子会社である FRONTEO USA, Inc. (本社: 米国ニューヨーク、代表: Alejandro F. Jimenez) は、Essential Discovery, Inc. (米国) の営業権を取得することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 営業権取得の目的

FRONTEO USA, Inc. は、北米地域において、e ディスカバリ (電子証拠開示) 事業及びこれに関するコンサルティング事業を行う連結子会社であり、e ディスカバリの全工程に対応する技術力と豊富な実績により、米国の大手法律事務所や優良企業から高い評価と信頼を得ております。その顧客の所在地は北米を中心に欧州、アジア太平洋地域にいたるまで広範囲にわたり、本年 10 月にはロンドンに設立した子会社が業務を開始するなどネットワークを拡充する一方で、案件受注数の増加、特にドキュメントレビュー案件の需要に対応するための設備や人材確保が重要になっています。

この点、Essential Discovery, Inc. (米国、以下 EDI) は、レビュービジネスに特化した会社として、サンフランシスコとラスベガスのレビューセンターにおいて高品質なサービスを米国の主要法律事務所 (AMLaw 100 law firms) やフォーチュン 500 企業に提供しております。

このたび、FRONTEO USA, Inc. は、EDI の営業権を取得することにより、これらの事務所や企業を新たに顧客として迎えるほか、EDI の持つレビュー前の適切なデータ絞り込み、レビューのプロセス工程を高効率に運用しコストを最適化するマネジメント力をはじめ、ディスカバリ対応の高いスキルと経験を持つ弁護士を備えたレビューチーム、そしてクライアント最優先のマインドを新たに確保することになりました。

なお、FRONTEO USA, Inc. では、この EDI 買収によりレビューの収容力が 150 席増強され、合計して約 1,300 席を保有することになりました。さらには日本、韓国、台湾、マニラにある FRONTEO グループのアジア拠点の活用により、クロスボーダー訴訟のレビュー対応に一層の強みを発揮いたします。

## 2. 今後の見通し

本件により当社グループのレビュービジネスは強化される見通しであり、連結業績に対して押し上げ効果が見込まれるものの、現時点でその影響は軽微と判断しております。

以上